

熊本市中小企業経済環境変動対策資金融資制度要綱

制定	昭和62年	5月28日	市長決裁
改正	昭和63年	4月1日	中小企業局長決裁
			(略)
	平成27年	3月30日	市長決裁
	平成28年	3月28日	市長決裁
	平成29年	3月10日	経済観光局長決裁
	平成30年	3月29日	市長決裁
	平成31年	3月28日	市長決裁
	令和4年	7月8日	市長決裁
	令和4年	7月29日	商業金融課長決裁
	令和4年	9月12日	商業金融課長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、経済環境の変動により事業活動に支障をきたしている中小企業者に対し、経営の安定に必要な資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与することを目的とする。

(融資原資)

第2条 熊本市（以下「市」という。）は、融資原資として、予算の範囲内で取扱金融機関に預託を行うものとする。

2 取扱金融機関は、当該年度において預託金の2倍以上の自己資金を加え、融資準備金として融資を行うものとする。

3 市は、本制度実施のため、熊本県信用保証協会（以下「協会」という。）との間に別に定める損失補償契約を締結する。

(融資対象)

第3条 融資の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 不況による影響を受けた中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第5号の規定に基づき指定された業種で、融資申込以前1年以内のいずれか連続した3か月間の平均売上が、前年同期の平均売高と比較し5パーセント以上減少している者

(2) その他市長が特に認めた中小企業者 前号のほか、経営環境の変動により、経営の安定に支障をきたしていると市長が特に認める者

(3) 国、地方自治体等から補助金の交付決定を受けた中小企業者

2 前項に該当する中小企業者は、次の各号に定める要件をすべて満たさなければならない。

(1) 市内に1年以上居住し、かつ同一業種（複数の事業を営む者にあつては、本制度の利用目的とする業種について）を1年以上経営していること。

(2) 市県民税又は法人市県民税（業歴2年未満の者で前年度の市民税を賦課されていないものについては、当該年度の納期到来分）を納税していること。ただし、納税がない者にあつては、非課税措置又は免税措置を受けていること。

(3) 許認可を必要とする業種については、許認可を受けていること。

(4) 協会の保証対象業種であること。

(5) 協会に対して代位弁済による求償債務（連帯保証によるものを含む）がないこと。

(6) 申込日前2か年以内に金融機関の取引停止処分を受けていないこと。

(融資条件)

第4条 融資条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 資金使途 事業経営に必要な運転資金

(2) 融資限度額 熊本市中小企業経営安定資金の限度額の範囲内で、1事業者につき1,500万円以内（申込以前1年以内に納期が発生する市県民税が非課税措置又は免税措置を受けている者は500万円以内）

(3) 融資期間 7年以内

(4) 削除

(5) 融資利率 固定年利1.85パーセント以内

- (6) 返済方法 元金均等返済とする。
- (7) 据置期間 協会及び取扱金融機関が認める場合に限り6か月以内（ただし、融資期間に含む。）
- (8) 保証料率 協会の定めるところによる。
- (9) 連帯保証人 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要とする。ただし、協会が特に必要と認める場合はこの限りでない。
- (10) 担保 原則として徴求しない。
- (11) 信用保証 すべて協会の保証を要する。

（取扱金融機関）

第5条 取扱金融機関は、肥後銀行、熊本銀行、熊本信用金庫、熊本第一信用金庫、熊本中央信用金庫及び熊本県信用組合とする。ただし、特に必要があると認めた場合は、取扱事項を限定し、又は条件を付し、これ以外の金融機関を取扱金融機関として定めることができる。

（融資相談窓口）

第6条 融資相談等の窓口は、くまもと森都心プラザ ビジネス支援施設 XOSS POINT.、熊本商工会議所、市内各商工会及び取扱金融機関とする。

（融資受付窓口）

第7条 融資を受けようとする者は、所定の申込書に必要書類を添付し、熊本商工会議所、市内各商工会又は取扱金融機関に提出するものとする。

（融資の斡旋）

第8条 熊本商工会議所及び市内各商工会は、受付の結果、融資申し込みに係る要件が適当と認めたときは、取扱金融機関に融資斡旋を行うものとする。

（融資審査等）

第9条 融資申込を受理した取扱金融機関は、その内容の審査及び調査を行い、速やかに協会に保証依頼の書類を提出し、また、市の必要書類についても協会を経由し市に提出するものとする。

2 協会は取扱金融機関から保証依頼があったときは、その内容の審査及び調査を行い、速やかに保証の可否を決定し、市に報告するものとする。

3 取扱金融機関及び協会は、融資手続を公正かつ迅速に行うものとする。

（関係機関の協力）

第10条 この制度による融資について、協会は積極的に保証を行い、取扱金融機関は、融資に関し歩積、両建、掛金等の条件を付することなく、この制度の目的を十分に理解し、積極的に協力するものとする。

（保証制度）

第11条 保証制度は、協会の中小企業経営安定資金保証制度要綱による。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、昭和62年6月1日から施行する。

（資金使途等の特例）

2 第3条第1項第3号に定める融資対象者において、第2項第1号を「市内に1年以上居住し、かつ1年以上事業を営んでいること」、第4条第1項の定める第1号（資金使途）を「補助金交付までのつなぎ資金および補助金交付分以外で補助事業の実施に必要な運転資金及び設備資金」、第2号（融資限度額）を「1事業者につき3,000万円以内」、第6号（返済方法）を「元金均等返済または一括返済」、第7号（据置期間）を「協会及び取扱金融機関が認める場合に限り1年以内」とする。

（第3条第1項第3号の失効）

3 第3条第1項第3号の規定は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年6月1日から施行し、この要綱による改正後の第11条の規定は、平成2年6月2日から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年8月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年2月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年9月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年2月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

2 (1) 要綱第4条第1項第2号に規定する融資限度額は、平成17年4月1日から平成18年3月31日の間、同号の規定にかかわらず、1,500万円とする。

(2) 要綱第6条に規定する融資申込窓口は、平成17年4月1日から平成18年3月31日の間、同条の規定にかかわらず、熊本商工会議所、市内各商工会又は取扱金融機関とする。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2 要綱第4条第2号及び第6条の規定にかかわらず、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間、融資限度額を1,500万円及び融資申込窓口を熊本商工会議所、市内各商工会又は取扱金融機関とする。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行し、同日の借入申込み分から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行し、同日の借入申込分から適用する。
- 2 要綱第4条第2号及び第6条の規定にかかわらず、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間、融資限度額を1,500万円及び融資申込窓口を熊本商工会議所、市内各商工会又は取扱金融機関とする。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行し、同日の借入申込分から適用する。
- 2 要綱第4条第2号及び第6条の規定にかかわらず、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間、融資限度額を1,500万円及び融資申込窓口を熊本商工会議所、市内各商工会又は取扱金融機関とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年12月1日から施行する。
- 2 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、平成20年12月1日から平成21年3月31日までの間、融資申込以前1年以内のいずれか連続した3か月間の平均売上高が、前年同期の平均売上高と比較して3パーセント以上減少している者とする。

附 則

この要綱は、平成21年3月12日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間、融資申込以前1年以内のいずれか連続した3か月間の平均売上高が、前年同期の平均売上高と比較して3パーセント以上減少している者とする。
- 3 要綱第4条第2号及び第6条の規定にかかわらず、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間、融資限度額を1,500万円及び融資申込窓口を熊本商工会議所、市内各商工会又は取扱金融機関とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間、融資申込以前1年以内のいずれか連続した3か月間の平均売上高が、前年同期の平均売上高と比較して3パーセント以上減少している者とする。
- 3 要綱第4条第2号及び第6条の規定にかかわらず、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間、融資限度額を1,500万円及び融資申込窓口を熊本商工会議所、市内各商工会又は取扱金融機関とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間、融資申込以前1年以内のいずれか連続した3か月間の平均売上高が、前年同期の平均売上高と比較して3パーセント以上減少している者とする。
- 3 要綱第4条第2号及び第6条の規定にかかわらず、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間、融資限度額を1,500万円及び融資申込窓口を熊本商工会議所、市内各商工会又は取扱金融機関とする。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間、融資申込以前1年以内のいずれか連続した3か月間の平均売上高が、前年同期の平均売上高と比較して3パーセント以上減少している者とする。
- 3 要綱第4条第2号の規定にかかわらず、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間、融資限度

額を1,500万円とする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における第3条第1項第1号の規定の適用については、同号中「5パーセント」とあるのは、「3パーセント」とする。
- 3 第3条第1項の規定にかかわらず、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間、次の各号のいずれかに該当する者は、同項に規定する融資の対象となる者とする。
 - (1) 融資申込時点の直近2期（年）の売上高について、前期（年）の売上高が前々期（年）の売上高と比較し3パーセント以上減少している中小企業者
 - (2) 融資申込以前1年以内のいずれか連続した3か月間の平均売上高が、前年同期の平均売上高と比較し3パーセント以上減少している中小企業者
 - (3) 融資申込時点の直近2期（年）の売上総利益又は営業利益について、前期（年）の売上総利益又は営業利益が前々期（年）の売上総利益又は営業利益と比較し3パーセント以上減少している中小企業者
 - (4) 融資申込以前1年以内のいずれか連続した3か月間の平均売上総利益又は平均営業利益が、前年同期の平均売上総利益又は平均営業利益と比較し3パーセント以上減少している中小企業者

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間における第3条第1項第1号の規定の適用については、同号中「5パーセント」とあるのは、「3パーセント」とする。
- 3 第3条第1項の規定にかかわらず、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間、次の各号のいずれかに該当する者は、同項に規定する融資の対象となる者とする。
 - (1) 融資申込時点の直近2期（年）の売上高について、前期（年）の売上高が前々期（年）の売上高と比較し3パーセント以上減少している中小企業者
 - (2) 融資申込以前1年以内のいずれか連続した3か月間の平均売上高が、前年同期の平均売上高と比較し3パーセント以上減少している中小企業者
 - (3) 融資申込時点の直近2期（年）の売上総利益又は営業利益について、前期（年）の売上総利益又は営業利益が前々期（年）の売上総利益又は営業利益と比較し3パーセント以上減少している中小企業者
 - (4) 融資申込以前1年以内のいずれか連続した3か月間の平均売上総利益又は平均営業利益が、前年同期の平均売上総利益又は平均営業利益と比較し3パーセント以上減少している中小企業者

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における第3条第1項第1号の規定の適用については、同号中「5パーセント」とあるのは、「3パーセント」とする。
- 3 第3条第1項の規定にかかわらず、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間、次の各号のいずれかに該当する者は、同項に規定する融資の対象となる者とする。
 - (1) 融資申込時点の直近2期（年）の売上高について、前期（年）の売上高が前々期（年）の売上高と比較し3パーセント以上減少している中小企業者
 - (2) 融資申込以前1年以内のいずれか連続した3か月間の平均売上高が、前年同期の平均売上高と比較し3パーセント以上減少している中小企業者
 - (3) 融資申込時点の直近2期（年）の売上総利益又は営業利益について、前期（年）の売上総利益又は営業利益が前々期（年）の売上総利益又は営業利益と比較し3パーセント以上減少している中小企業者

- (4) 融資申込以前1年以内のいずれか連続した3か月間の平均売上総利益又は平均営業利益が、前年同期の平均売上総利益又は平均営業利益と比較し3パーセント以上減少している中小企業者
- 4 この要綱による改正後の第4条第5号の規定は、平成28年4月1日以後の保証承諾分について適用する。
- 附 則
- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における第3条第1項第1号の規定の適用については、同号中「5パーセント」とあるのは、「3パーセント」とする。
- 3 第3条第1項の規定にかかわらず、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間、次の各号のいずれかに該当する者は、同項に規定する融資の対象となる者とする。
- (1) 融資申込時点の直近2期(年)の売上高について、前期(年)の売上高が前々期(年)の売上高と比較し3パーセント以上減少している中小企業者
- (2) 融資申込以前1年以内のいずれか連続した3か月間の平均売上高が、前年同期の平均売上高と比較し3パーセント以上減少している中小企業者
- (3) 融資申込時点の直近2期(年)の売上総利益又は営業利益について、前期(年)の売上総利益又は営業利益が前々期(年)の売上総利益又は営業利益と比較し3パーセント以上減少している中小企業者
- (4) 融資申込以前1年以内のいずれか連続した3か月間の平均売上総利益又は平均営業利益が、前年同期の平均売上総利益又は平均営業利益と比較し3パーセント以上減少している中小企業者
- 4 この要綱による改正後の第4条第5号の規定は、平成29年4月1日以後の保証承諾分について適用する。
- 附 則
- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における第3条第1項第1号の規定の適用については、同号中「5パーセント」とあるのは、「3パーセント」とする。
- 3 第3条第1項の規定にかかわらず、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間、次の各号のいずれかに該当する者は、同項に規定する融資の対象となる者とする。
- (1) 融資申込時点の直近2期(年)の売上高について、前期(年)の売上高が前々期(年)の売上高と比較し3パーセント以上減少している中小企業者
- (2) 融資申込以前1年以内のいずれか連続した3か月間の平均売上高が、前年同期の平均売上高と比較し3パーセント以上減少している中小企業者
- (3) 融資申込時点の直近2期(年)の売上総利益又は営業利益について、前期(年)の売上総利益又は営業利益が前々期(年)の売上総利益又は営業利益と比較し3パーセント以上減少している中小企業者
- (4) 融資申込以前1年以内のいずれか連続した3か月間の平均売上総利益又は平均営業利益が、前年同期の平均売上総利益又は平均営業利益と比較し3パーセント以上減少している中小企業者
- 4 この要綱による改正後の第4条第5号の規定は、平成30年4月1日以後の保証承諾分について適用する。
- 附 則
- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における第3条第1項第1号の規定の適用については、同号中「5パーセント」とあるのは、「3パーセント」とする。
- 3 第3条第1項の規定にかかわらず、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間、次の各号のいずれかに該当する者は、同項に規定する融資の対象となる者とする。
- (1) 融資申込時点の直近2期(年)の売上高について、前期(年)の売上高が前々期(年)の売上高と比較し3パーセント以上減少している中小企業者
- (2) 融資申込以前1年以内のいずれか連続した3か月間の平均売上高が、前年同期の平均売上高と比較し3パーセント以上減少している中小企業者
- (3) 融資申込時点の直近2期(年)の売上総利益又は営業利益について、前期(年)の売上総利益又は営業利益が前々期(年)の売上総利益又は営業利益と比較し3パーセント以上減少している中小企業者
- (4) 融資申込以前1年以内のいずれか連続した3か月間の平均売上総利益又は平均営業利益が、前年同期の平均売上総利益又は平均営業利益と比較し3パーセント以上減少している中小企業者
- 4 第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号のすべてに該当すると認められる者は、平成31年4月1日から平成32年12月31日までの間、同項に規定する融資の対象となる者とする。

- (1) 平成28年4月21日から平成28年9月30日までの間に熊本市中小企業経営安定特例資金融資制度要綱第3条第1項第3号イに基づき実施された平成28年熊本地震特別融資により融資を受け、当該融資残高が当初融資金額の2分の1以下であること。
- (2) この要綱に基づく融資により複数の保証債務の債務残の決済を行うこと。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月12日から施行し、令和4年8月1日から適用する。